

令和7年9月9日開催

付議事件

- 1 第51号議案 府中市道路線の認定について
- 2 第52号議案 府中市道路線の廃止について

○奈良崎久和委員長 付議事件1、第51号議案 府中市道路線の認定について、付議事件2、第52号議案 府中市道路線の廃止についての2議案を一括議題といたします。

担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○谷口大和道路課長補佐 ただいま一括議題となりました第51号議案及び第52号議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、第51号議案 府中市道路線の認定についてでございますが、本案は、開発行為により市に帰属することとなった道路6路線を道路法第8条第1項の規定に基づき、府中市道路線に認定いたしたくお願いするものでございます。

システム2ページの道路線認定調書を御覧ください。認定する路線としまして、初めに、市道2-441号は、白糸台4丁目9番59を起点とし、白糸台4丁目23番11を終点とする幅員5.00メートル、延長64.78メートルの路線でございます。

次に、市道2-442号は、押立町5丁目11番30を起点とし、押立町5丁目11番44を終点とする幅員4.50メートルから5.31メートル、延長48.78メートルの路線でございます。

次に、市道4-530号は、分梅町2丁目9番3を起点とし、分梅町2丁目9番25を終点とする幅員4.50メートル、延長35.29メートルの路線でございます。

次に、市道6-482号は、西府町1丁目24番25を起点とし、西府町1丁目25番5を終点とする幅員4.50メートルから5.00メートル、延長131.35メートルの路線でございます。

次に、市道6-483号は、四谷2丁目17番12を起点とし、四谷2丁目15番15を終点とする幅員5.00メートルから5.40メートル、延長108.51メートルの路線でございます。

最後に、市道6-484号は、四谷3丁目67番25を起点とし、四谷3丁目67番27を終点とする幅員5.00メートル、延長100.52メートルの路線でございます。路線ごとの道路線認定案内図及び認定図はシステムの3ページから14ページに記載してございます。

続きまして、第52号議案 府中市道路線の廃止についてでございますが、本案は、市道の路線として廃止することが適当と認める道路11路線を、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止いたしたくお願いするものでございます。

システム2ページの道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線としまして、初めに、市道4-131号は、本町1丁目17番10を起点とし、本町1丁目17番6を終点とする幅員6.00メートルから8.00メートル、延長77.00メートルの路線でございます。

次に、市道5-6号は、寿町3丁目8番35を起点とし、寿町3丁目8番46を終点とする幅員1.82メートル、延長46.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-71号は、四谷2丁目19番2を起点とし、四谷2丁目19番4を終点とする幅員1.82メートル、延長4.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-72号は、四谷2丁目14番22を起点とし、四谷2丁目18番3を終点とする幅員1.52メートル、延長272.53メートルの路線でございます。

次に、市道6-73号は、四谷2丁目18番1を起点とし、四谷2丁目17番11を終点とする幅員1.82メートル、延長20.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-76号は、四谷2丁目9番30を起点とし、四谷2丁目9番42を終点とする幅員1.52メートル、延長38.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-103号は、住吉町1丁目30番8を起点とし、住吉町1丁目30番9を終点

とする幅員2.43メートル、延長15.00メートルの路線でございます。

次に、システム3ページの道路線廃止調書を御覧ください。市道6-120号は、住吉町4丁目1番1を起点とし、住吉町4丁目2番7を終点とする幅員1.52メートル、延長85.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-172号は、住吉町3丁目77番6を起点とし、住吉町3丁目74番1を終点とする幅員1.52メートル、延長50.00メートルの路線でございます。

次に、市道6-239号は、四谷2丁目35番11を起点とし、四谷2丁目37番2を終点とする幅員1.52メートル、延長23.00メートルの路線でございます。

最後に、市道6-291号は、四谷6丁目17番7を起点とし、四谷6丁目8番10号を終点とする幅員1.52メートル、延長11.00メートルの路線でございます。路線ごとの道路線廃止案内図及び廃止図は、システムの4ページから25ページに記載してございます。

以上、2議案につきましてよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより一括議案の2議案について、質疑・意見を求めます。大室委員。
- 大室はじめ委員 御説明ありがとうございました。2点質問がありまして、まず、廃止される市道についてですけれども、こちら、廃止された後の土地の使い道というんでしょうか、例えば市の土地としてそのまま持つのか、民間に売却するのかなといったことは、それぞれどうなっているのかなという質問と、あと、先ほど廃止路線の現地視察のところで、6-73号の道が見た感じ、とてもきれいな状態のように見えたんですけれども、廃止の部分がどういった状況なのかというのをお聞かせください。

以上、お願いします。

- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 谷口大和道路課長補佐 それでは、まず1点目の廃止された後の土地の使い道について御説明いたします。廃止された後の道路といたしましては、市民の通行の事実や道路としての機能がある場合は、市有通路として市が管理を引き続き行ってまいります。一方で機能がない場合等につきましては、土地売却収入の増加と維持管理経費の削減を図るため、関係部署と協力しながら、払下げや付け替え、交換等の土地活用を検討してまいります。

2点目といたしまして、廃止路線市道6-73号の扱いについてでございますが、こちらにつきましては、新しく認定する路線がございまして、6-483号で開発される道路に組み込まれる廃止路線になっております。通常であれば認定、廃止の仕方をするところなんですけれども、そもそもこの廃止というところは経緯が違っておりますので、一旦廃止をさせていただいた上で、新たに開発する道路を新規で認定するものでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。大室委員。
- 大室はじめ委員 御答弁いただいて、ありがとうございます。内容のほうは分かりました。結構です。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより第51号議案及び第52号議案の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。2議案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第51号議案及び第52号議案の2議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

### 3 第59号議案 府中市営駐車場条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件 3、第59号議案 府中市営駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 ただいま議題となりました第59号議案 府中市営駐車場条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。今回の改正は、府中市役所市営駐車場を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。それでは、改正の内容につきまして、議案書に基づき御説明させていただきますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第2条は名称及び位置を定めたもので、新庁舎に整備する駐車場を府中市役所市営駐車場として第2号に規定するものでございます。

次に、第5条は駐車することができる自動車を選定したもので、根拠法令等を整理するほか、府中市役所市営駐車場については第2号に規定し、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに同法第2条第3項に規定する原動機付自転車を駐車できるものといたします。

3ページをお願いします。次に、別表は駐車場の利用料金を定めたもので、府中市役所市営駐車場に係る利用区分は時間利用とし、1台当たりの利用料金は、1時間までごとにつき500円の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めることとしております。

最後に付則でございますが、この条例は公布の日から施行し、府中市役所市営駐車場の供用開始の日は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において規則で定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。稲津委員。

○稲津憲護委員 御説明ありがとうございます。新たにつくる市役所の地下のところでできる駐車場ということで、市駐車場ということで条例の中にも組み込むということで理解をしておりますが、この件に関して、一般の方の利用、時間貸しではありますけれども、そういったことで、それ自体は否定するものではないんですけども、ただ、利用される方によっては、審議会に参加するような市民の方もいらっしゃる、公務で来られる方とかもいらっしゃる、あと障害を持った方もいらっしゃる部分で、今回の条例の改正を行うに当たっての運用、この点でこういった配慮が施されるか、検討されているか、そういった部分を御説明いただけるとありがたいです。お願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 それでは、自動車駐車場の運用に関しましてお答えさせていただきます。現在、配慮につきまして考えているこちらの考えでございますけれども、まず、市役所に来庁される方につきましては、これまでの事務の受付時間ですとか、そういった利用実態も踏まえまして、そういった時間までは減額ができるような形で検討しているところでございます。それ以上の時間を超えるような会議参加者、市のほうで参加をお願いするような会議に出席される方につきましては、要した時間まで割引ですとか減額ができるような形を考えているところでございます。失礼いたしました。減額といいますか、こちらのほうで、利用者負担がないように対応できるように考えているところでございます。

また、障害者の方の御利用につきましては、今回、市営駐車場と位置づけまして運営を考えているところでございますけれども、現在、南口市営駐車場につきましても障害者の割引というところの制度もありますので、そういった制度と合わせながら配慮できるような対応を考えているところでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。
- 稲津憲護委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。御配慮いただきながら運営していくということなので、その点は了解をいたしました。今後とも駐車場の管理運営に当たっては、安全かつスムーズに運営されるよう、また市民の皆さんにも使いやすくなるように望みながら、この議案に対しては賛成をいたします。
- 以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。野口委員。
- 野口なかお委員 ありがとうございます。今の稲津委員の続きというか、市民目線ということになると思うんですけども、今現在は、市役所に車で来ると、駐車場がないということを入り口でお知らせされて、駅のほうに、地下駐車場に行くという説明でされていくと思うんですが、その際、今は市役所で駐車券を説明すると無料になるという状況になると思うんですけども、今後新しく市役所で駐車場ができるんですけども、その際に、今までどおりないと思って、駅のほうに、地下のほうに止めちゃって、こっちに来て、それは今、有料ですとなっちゃうと、その期間、勘違いをされて、こっちにあるのに駅のほうに止めちゃって有料になっちゃうというようなことがあるんじゃないかとちょっと心配しているんですけども、それについて期間をもうちょっと設けるとか、新しくできた市役所のほうで何か説明をするとか、そういったものって今お考えがあれば教えていただきたいと思います。
- 以上です。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 稲葉康太財産活用課長補佐 それでは、御質問にお答えさせていただきます。市役所に整備する駐車場の御利用の考え方ですけども、こちらのほうは、南口市営、現在使っていて、そちらの利用料金がかからないような対応をさせていただいてございますが、今回新しく市役所に整備する駐車場につきましては、市営と位置づけて、相互の利用でスケールメリットを生かすということが最大の特徴となっております。
- こちらのほうは、市役所の駐車場に止めたとしても南口の市営駐車場に止めたとしても、市役所の用務で来られた方につきましては利用料金がかからないような形で運用をしてみたいと考えてございますので、こういったサービスの案内につきましては、9月の稼働の予定の動きで今準備を進めているところでございますけれども、早い段階から市民の方々へ周知して、今後こういう制度に変わっていきますよということを丁寧に説明して、誤解のないように利用ができるような体制を組んでいきたいと考えてございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。野口委員。
- 野口なかお委員 ありがとうございます。考えていただいていたということでよかったです。それはちなみに、いつまでとか、南口も市役所もずっと併用して、どっちに止めてもいいよというような形になっていくのか、それとも期限があって、1年とか2年とかでもう全部、市役所の地下の駐車場になるよというのは、何か今考えていることがあるんでしょうか。お願いします。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 吉本忠幸財産活用課長 運用方法につきましては、期間を定めてということではなくて、今の状態を維持していきたいと現状では考えております。先ほどの御答弁で、庁舎利用者の方については利用料金がかからないという御答弁させていただいたんですが、一定の理由がある方については当然市が負担するような措置を考えておりますけれども、条件によっては、庁舎を利用された方につきましても一定の料金がかかる場合もあると想定しているところでございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。

- 野口なかお委員 ありがとうございます。じゃ、最後。一定というのは今とそんなに変わらない条件ということと、特に期限を設けていないで、南口の駅のほうと地下駐車場とずっと併用していくというような形で、市民に説明できるということによろしかったと思います。ありがとうございます。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。そなえ委員。
- そなえ邦彦委員 市の職員の駐車なんですけど、先日、交通費を詐称して問題になったということもあるんですけど、基本的には市の職員は駐車できないということですかね。
- 奈良崎久和委員長 1件。
- そなえ邦彦委員 はい。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 吉本忠幸財産活用課長 市の職員につきましては、車で通勤が全て認められてないわけではございませんので、南口の市営駐車場を職員が利用するというのは可能だと思うんですけども、ただ割引とかそういったものは一切かかりませんので、かかった費用については職員が自己負担するような形で対応するようになるかと想定しております。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。そなえ委員。
- そなえ邦彦委員 四谷のクリーンセンター、かなり交通の便が悪いということで、その職員なんかはどういう対応しているのかな、クリーンセンターの職員は。
- 奈良崎久和委員長 関連してお答えいただけますか。どうぞ。
- 佐々木和哉総務管理部長（兼）コンプライアンス推進担当参事 四谷のクリーンセンターの関係ですけれども、今のところ、場内には駐車はできませんので、もし車で通う場合は、各職員が自ら近隣の駐車場を借りて、車通勤をする場合はそういった申請をしていただいて、自分で駐車場を用意して通っていただくというのが現状の状態でございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 答弁が終わりました。そなえ委員。
- そなえ邦彦委員 駐車場の料金は個人で負担するんですか。
- 奈良崎久和委員長 じゃ、これ、3回目の質問でいいですね。
- そなえ邦彦委員 はい。
- 奈良崎久和委員長 どうぞ。
- 佐々木和哉総務管理部長（兼）コンプライアンス推進担当参事 近くにコインパーキング等がある場合はあくまでも個人が負担して、その分は市は負担はしないというところがございますけれども、自転車にしても車にしても、もし申請があれば、今、2,000円ですか、一定の金額は出すことは可能でありますので、通常一月車で来る場合は駐車場も相当な金額が出ますので、プラスになることはない状況というところで、職員がどういう判断をするかということで、自己負担でも車で来たいという方はそういった申請をしていただくというような状況でございますけれども、その他もろもろ経費については全く市のほうでは負担していないという状況でございます。
- 以上でございます。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。大室委員。
- 大室はじめ委員 ありがとうございます。意見なんですけれども、今回、駐車場管理公社が市役所の駐車場の管理もされるという話を伺っております。先ほどの御答弁にもあったようなスケールメリットが生まれるのかなということも期待しておりますので、市役所も中心市街地のエリアの範囲にある公共施設だと思いますので、中心市街地に人が流れるような、そういった役割も、南口と市役所の駐車場といったものが効果的になるのかなと思います。市役所に寄った帰りに市街地のほうにも回遊できるような流れが今後も生まれればいいのかと思いますので、そういったことも促していただければと思います。

以上です。意見です。

○奈良崎久和委員長 御意見ですね。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第59号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

#### 4 第60号議案 府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 付議事件4、第60号議案 府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○田代修一地域安全対策課長 ただいま議題となりました第60号議案 府中市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。今回の改正は、市立府中市役所自転車駐車場を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めるため所要の改正を行うものでございます。それでは、改正の内容につきまして御説明いたします。議案書に基づき御説明させていただきますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第2条は名称及び位置を定めたもので、新庁舎に整備する自転車駐車場を市立府中市役所自転車駐車場として新たに規定するものでございます。

次に、第5条は使用時間を定めたもので、市立府中市役所自転車駐車場については終日使用することができることとしますが、自転車を入庫することができる時間は午前6時から午後11時までといたします。

次に、別表第1でございしますが、3ページをお願いいたします。こちらは、駐車することができる自転車及び使用料を定めたもので、市立府中市役所自転車駐車場を使用できる自転車については普通自転車とし、使用区分は時間使用、1台当たりの使用料は24時間までごとにつき100円といたします。なお、駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は無料といたします。

最後に付則でございしますが、この条例は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。この条例を改正するに当たり、駐輪場の料金なんかも書いてあります。改めて伺いたいんですけども、自転車駐輪場、ごめんなさい、駐輪場って言っちゃうかもしれないですが、こちらの目的ということで、来庁者の利便性の向上ということと中心市街地の活性化ということがあると思います。もう一つに自転車の放置防止ということはあるんですけど、これは1日1台ぐらいということなので、あまり重くないのかなということ、まず最初の来庁者の利便性ということなんですけれども、細かくて申し訳ないんですけど、1日来庁者に対して来庁者の使用の台数はどのぐらいを想定していらっしゃるのかということ、次の中心市街地の活性化ということなんですけれども、これは具体的に、もう少し場所とか、駅名とか、何かあれば教えていただきたいんですけど、よろしくをお願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 それでは、御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、利便性向上というところでございしますが、こちらにつきましては、来庁

者の方が利用していただくことはもちろんのこと、中心市街地に訪れる方、府中本町駅の方面へ行かれる方につきましても使えるように向上を図るものでございまして、実際の1日の利用の台数の状況でございますけれども、現在の「おもや」の利用状況を見ますと、多くても100台未満の状況となっております。繁忙期にもこの利用状況というものは追っても、こちらのほうは100台という形で、常にその台数が毎時間置いてあるかということではなくて、午前中の10時から12時にかけてぐらいがピークになっている状況でございます。こちらの結果を踏まえますと、今回整備する自転車駐車場につきましては十分に来庁者も利用者も止められる台数というところで考えているところでございます。

2点目の中心市街地の具体的なエリアというところでございますけれども、こちらのほうは、中心市街地のエリアということで本町から府中駅の北側のケヤキ並木までかけてというところにエリアは設定されているところでございますので、そういったエリアの方々、中心市街地にお越しになられる方々が、こういった府中市役所の駐車場も拠点として使っていただいて、そこからにぎわいが生まれていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。
- 野口なかお委員 ありがとうございます。私、駐輪場を府中の駅から南側の辺りであるのかなということいろいろ調べてみたんですけども、市役所から南側というのはなかなか駐輪場がなくて、そこまで調べてないですけど、不便があるんじゃないかなということで、市役所で安い金額で止められる駐輪場というのは大賛成というか、南側の人たちにとってすごくいい場所にあって、利用価値がすごくあるんじゃないかなと思っております。今、台数100台ぐらい、市役所の利用者で埋まっちゃう、埋まっちゃうという言い方が変なんですけど、があるということで、169台がマックスというところなんですけれども、これ、取り合いて言ったら変ですけど、すごくいいところで、金額も安いし、公営で市営でということなので、マックスというか、満車になっちゃうような感じを心配するんですけども、条例を決める前に、その辺、心配があるとか、台数はどれぐらいで把握しているとか、もっと大きくする必要はあるのかなとか、もし何か現時点で分かることがあれば教えてください。お願いします。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 稲葉康太財産活用課長補佐 2回目の御質問でございますけれども、現在、府中市役所の南側のエリア、本町付近の自転車駐車場の状況というところで、市役所の駐輪場も止められる方も多くいらっしゃるのではないかとこのところでございますけれども、事前に本町駅周辺で御利用される状況とかも、自転車を管理している担当課にも確認をさせていただきながら、定期利用という形では実際に今回整備するものではなくて、時間の利用という形になりますので、そういった利用の方々につきましては、スポットとして使っていただくある一定の方はいるかもしれないんですけども、それによって取り合うという状況は生まれまいだろうというところもございまして、現状の台数のところで運用できていくのではないかなと考えているところでございます。実際に稼働してみても、来庁者の方に影響がもしあった場合につきましては、こちらのほうも、やり方については考えることもあるかと思いますが、現状では十分足りているものと考えているところでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。
- 野口なかお委員 ありがとうございます。状況を見ながら、何か変えていけることがあれば変えていただけないかなというように感じているんですけど、拡大とかというのは難しいか分からないですけども、市民の人が便利だからいっぱい使いたいということで、年200台とか300台とかという、やってみないと分からないので、もし増えると

いうことになれば、今言ったように柔軟に変えていくとか台数を増やすとか、スペースがあるといいなと思っております、この条例については賛成ということできさせていただきます。ありがとうございます。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。稲津委員。

○稲津憲護委員 御説明ありがとうございます。自転車駐車場は本当に必要なのでぜひお願いしたいと思いますが、1点だけ。皆さんもお気づきだと思うんですけど、自転車を利用される方で、最近ママチャリの電動式ですか、結構重たくて大変なんですけど、駐輪場のラックに入庫するというか、そういった際もそういった負担はいろいろ御配慮されていらっしゃるような形になっているのかどうか、その点だけお尋ねさせていただきます。よろしくをお願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○稲葉康太財産活用課長補佐 設置する自転車ラックの仕様でございますけれども、こちらのほうは前輪のみをラックへ入れる1段の平置きタイプを整備する予定でございます。ですので、2段式のように、重い自転車を持ち上げてというようなものではなくて、平置きでスムーズに、互い違いな形の配置になりますけれども、そういった形で駐輪できるようなものを整備する予定となっております。

また、1台当たりの幅が0.4メートルということで、こちらのほうが前籠を設置している自転車を2台止めた場合でも十分に止められるスペースとなっておりますので、こちらのほうは安心して御利用いただけるものかなと考えてございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。

○稲津憲護委員 御答弁ありがとうございます。了解しました。ぜひとも安全に運営されることを願っております。この議案に対しては賛成をいたします。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第60号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 5 第61号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例

○奈良崎久和委員長 次に、付議事件5、第61号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から御説明をお願いします。どうぞ。

○加藤雄二郎建築指導課長補佐 ただいま議題となりました第61号議案 府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案につきましては、北山町・西原町地区地区計画を都市計画として決定することに伴い、当該地区計画で定める建築物等の制限について規定するため、府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び府中市景観条例について所要の改正を行うものでございます。なお、当該地区計画については、本年6月27日に開催された府中市都市計画審議会においてお認めいただいております、告示に向けた手続を進めている状況でございます。

2ページをお願いします。本案の第1条は、府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、別表第1については本条例の適用区域を定めるもので、18の項として、府中都市計画北山町・西原町地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域を追加いたします。

次に、別表第2については、本条例の適用区域内における制限を定めるもので、18の項として、このページから19ページにかけて、新たに北山町・西原町地区地区計画における建築制限の内容を追加いたします。

3ページをお願いします。記載の表は、縦軸に計画地区の区分を、横軸に建築物の制限に関する事項を表示しております。なお、今回の地区計画においては、計画地区を5地区に区分しております。以下、各地区ごとに御説明させていただきます。

初めに住商共存地区について、建築物の用途の制限でございますが、(1)のマージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するものから、4ページに移りまして、(9)の風営法第2条第9項または第13項に定める営業に係る建築物までについて建築できないことといたします。

3ページにお戻りいただき、建築物の用途の制限から右に二つ飛びまして、建築物の敷地面積の最低限度でございしますが、100平方メートルといたします。

次に、壁面の位置の制限でございしますが、1項では、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面、以下この表において壁面といいます。この壁面から道路境界線または隣地境界線までの距離は0.5メートル以上としなければならないことといたします。ただし、4ページに移りまして、(1)の外壁またはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの、(2)の物置その他これに類する用途(自動車車庫及び自転車駐車を除きます)に供するものであって、5ページに移りまして、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの、(3)の自動車車庫または自転車駐車で軒の高さが2.3メートル以下であるものについてはこの限りでないことといたします。

6ページに移りまして、2項では7ページにかけて、幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が交わる角敷地(交わることにより生じる内角が120度以上の場合を除きます)における壁面は、敷地の隅を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形の当該底辺となる線を越えてはならないことといたします。

3ページにお戻りください。続いて、建築物の高さの最高限度は20メートルとし、一つ飛びまして、垣または柵の構造の制限として、生け垣または透過性を有するフェンスに限定いたしますが、当該垣または柵の基礎部分のうち高さが0.4メートル以下の部分及び門柱を除くとともに、道路に面する部分に設ける場合に限ることといたします。なお、この垣または柵の構造の制限と、先ほど説明した壁面の位置の制限については、沿道住宅地区から低層住宅A地区まで同様の規定としているため、恐れ入りますが、これら二つの制限の説明については、これ以降、割愛をさせていただきます。

7ページをお願いします。続いて沿道住宅地区について、建築物の用途の制限でございしますが、(1)の神社、寺院、教会その他これらに類するもの及び(2)の墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂、以下この表において納骨堂といいます。について建築できないことといたします。なお、この建築物の用途の制限については、中層住宅A地区、中層住宅B地区及び低層住宅A地区でも同様の規定としているため、恐れ入りますが、この制限の説明については、これ以降、割愛をさせていただきます。

次に、二つ飛びまして、建築物の敷地面積の最低限度でございしますが、100平方メートルとし、また一つ飛びまして、建築物の高さの最高限度は15メートルといたします。

10ページをお願いします。ページ中段から中層住宅A地区となりますが、建築物の敷地面積の最低限度は100平方メートルとし、一つ飛びまして、建築物の高さの最高限度は

20メートルといたします。

13ページをお願いします。ページ中段から中層住宅B地区となりますが、建築物の敷地面積の最低限度は110平方メートルとし、また一つ飛びまして、建築物の高さの最高限度は15メートルといたします。

16ページをお願いします。ページ下段から低層住宅A地区となりますが、建築物の敷地面積の最低限度は110平方メートルとし、また一つ飛びまして、建築物の高さの最高限度は10メートルといたします。

続いて、20ページをお願いします。第2条は、府中市景観条例の一部を改正するものでございます。別表は、建築物または工作物の形態または色彩その他の意匠について、景観計画の色彩基準に適合しなければならないこととする適用区域を定めるもので、12の項として、府中都市計画北山町・西原町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域を追加いたします。

最後に、ページ中段から21ページにかけまして付則となりますが、第1項として、この条例は公布の日から施行するものといたします。

第2項は、府中市景観条例の一部改正に伴う経過措置で、この条例の施行の際、第2条の規定による改正後の府中市景観条例、以下、新景観条例といたしますが、その規定の適用を受ける区域のうち、別表12の項に規定する区域、以下、適用区域といたしますが、この区域内に現に存する建築物もしくは工作物、以下、建築物等といたしますが、または現に適用区域内において新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えもしくは色彩の変更の工事中の建築物等が、新景観条例第13条の2の規定に適合しない場合、または同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等またはそれらの部分に対しては、新景観条例第3章の2の規定は適用しないことといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。特にございませんか。稲津委員。
- 稲津憲護委員 御説明ありがとうございました。今回のこの議案に関しては、本当に地域の方々や行政の職員の方々の粘り強く、お互いに話し合いながら、ここまで来たということは、私自身もそばで見えておりましたので本当に苦労されたのかなと思っています。始まったのが平成30年とは書いてありますが、実質的には平成28年ぐらいからいろいろ話があって、その間、アンケートを募ったり、いろいろ勉強会もやったりということまで今に至って、本当に丁寧にやってきたということは私自身も実感として思います。今回、誘導計画の後、こうした地区計画ということにもなっていますが、市民の皆さんの声を聞きながらまとめてきたという点において、市としてちょっと時間はかかっておりますけれども、どのように今回のまちづくりのルールづくりということでは評価をされているのか所見をお伺いしたいと思います。
- 以上です。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 小川敬義計画課長補佐 では、御質問にお答えいたします。委員おっしゃるとおり、この地区計画につきましては、平成30年6月にまちづくり協議会を発足しまして、令和6年3月に協議会からの提案を受けまして、市としても都市計画の手続きを進めてまいったところでございます。今回の地区計画に当たりましては、既存市街地に新しい地区計画、建築物の制限をかけるということで、非常に丁寧に御説明をさせていただいたところもありましたし、住民の皆様の理解も得られて、手続きが進んできたところと考えております。

市としましても、この地域につきましては、木造住宅密集地域であるという課題があること、あと都市計画道路3・2・2号、3・4・5号が計画されていることで、沿道地域の環境が変わるといったところがありますので、この地区計画の検討を進めてまいっ

たところでございます。この地区計画が策定されることで、かつこの条例に担保されることで、北山町・西原町地区がよりよいまちづくりが進むものと考えております。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。
- 稲津憲護委員 御答弁ありがとうございました。これからこの地域、今、市の御答弁にもあったとおりなんですけども、それと同時に高齢化も結構進んでいる地域でもあるので、今後このまちづくり、若い世代の人も入りやすい、また住みやすいようなまちづくりにもしていかなきゃいけない、そういった思いも含めた中でのルールづくりをみんなまで考えてきたというところなので、この議案に関してはぜひとも推し進めていただきたき、ただ、北山町・西原町の中でも、西原町、一部なんですよね。一部、三井住友研修所跡地を含めた部分が除かれた地域が今回含まれているということなんですけども、これについては追々、いつかこの地域も含めて、まちづくりのルールが一緒に適用されるような形になれることを願っております。そういった意味では、とにかく第一歩を踏み出すということでは、この議案に賛成いたしまして、これからもこの地域が住みやすいようになっていくことを望んで、意見を表明します。

以上です。

- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。そなえ委員。
- そなえ邦彦委員 高さ制限なんですけど、20メートル、15メートルということで、この地区内ではマンションなんかは建てられないんですかね。
- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 小川敬義計画課長補佐 御質問にお答えします。こちらの地域でございますけれども、用途地域としましては、第1種低層住居地域、あと第1種中高層住居専用地域で構成されていまして、マンションというところだと、第1種中高層住居専用地域に該当する部分につきましては、ある一定の高さの共同住宅は建築可能というような状況になります。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。そなえ委員。
- そなえ邦彦委員 高さ制限に引っかからなければマンションは建てられるということですね。分かりました。
- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第61号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 6 第70号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 奈良崎久和委員長 次に、付議事件6、第70号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
説明については省略となります。  
〈文書資料〉
- 説明員 ただいま議題となりました、第70号議案 令和7年度府中市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのもの表記しております。

4、5ページをお開きください。今回の下水道事業会計補正予算は、令和7年1月28

日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国は下水道管理者に下水道管路の全国特別重点調査を実施するよう要請し、これに伴う対応及び職員の増員に対する給料、各種手当、法定福利費及び引当金に係る対応について、既定予算の増減を行うものでございます。

補正額でございますが、第2条（収益的収入及び支出の補正）は収益的収入及び支出において、収入は3,398万3,000円を増額し、予定額49億2,221万6,000円、支出は8,883万円を増額し、予定額48億8,294万2,000円、第3条（資本的収入及び支出の補正）は資本的収入及び支出において、収入は2,040万6,000円を増額し、予定額13億2,340万2,000円、支出は6,719万2,000円を増額し、予定額17億277万8,000円としております。なお、当初予算時点において「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,259万円」としていたのは、「3億7,937万6,000円」に改めるとともに、補填財源の記載につきまして「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,513万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億423万7,000円で補填するものとする。」に改めるものでございます。次に、第4条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）は、職員給与費の流用について規定額を変更するものでございます。

以下、22、23ページからの補正予算実施計画明細書によりまして、御説明申し上げます。款の1下水道事業収益、項の2営業外収益、目の2補助金、説明欄の1の1は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴い国庫補助金を増額するものです。以上、補正前の収入合計48億8,823万3,000円に対しまして、今回の補正額は3,398万3,000円の増額で、補正前の額に対しまして0.7%の増となり、収入合計は49億2,221万6,000円となります。

24、25ページをお開きください。款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、説明欄の5の2は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う設計委託料を増額するもの、3は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う調査委託料を増額するもの、項の2営業外費用、目の2消費税及び地方消費税、説明欄の1の1は事業費の増額に伴い消費税を再計算した結果、仮払消費税の増額により仕入税額控除が増額したため減額するものです。以上、補正前の支出合計47億9,411万2,000円に対しまして、今回の補正額は8,883万円の増額で、補正前の額に対しまして1.9%の増となり、支出合計は48億8,294万2,000円となります。

26、27ページをお開きください。款の1資本的収入、項の4、目の1国庫補助金、説明欄の1の1は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴い国庫補助金を増額するものです。以上、補正前の収入合計13億299万6,000円に対しまして、今回の補正額は、2,040万6,000円の増額で、補正前の額に対しまして1.6%の増となり、収入合計は13億2,340万2,000円となります。

28、29ページに移りまして、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1建設総務費、説明欄1の1、2の1、3の1及び4の1は職員の増員に伴い増額するもの。目の2管路建設改良費、説明欄の1の1は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う設計委託料を増額するもの、2は下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴う下水道施設老朽化対策委託料を増額するもの。以上、補正前の支出合計16億3,558万6,000円に対しまして、今回の補正額は6,719万2,000円の増額で、補正前の額に対しまして4.1%の増となり、支出合計17億277万8,000円となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 これより質疑・意見を求めます。稲津委員。
- 稲津憲護委員 今回の補正の特徴としては、やはり国庫補助金の部分ですかね、調査委託というところで、今年の1月28日の埼玉県の八潮市で発生した道路陥没、あれの影響ももちろんあったり、また、もともと府中市もストックマネジメント計画というのものがつくってはいたので、なんですけども、やはり中の空洞状況の調査とかそういうものも含まれての内容かと思いますが、今回、補正予算で充てられた、今、執行状況といえますか、調査委託の状況なんかで分かるところがあれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 奥 恵 下水道課長補佐 今回の補正予算でお出しさせていただいている全国特別重点調査の実施状況等についてお答えさせていただきます。

まず、全国特別重点調査については、本年3月に国からの要請に基づいて、対象となる管渠等について全国の自治体が動いているもので、本市についても同様の対応をさせていただいております。今回、この重点調査に当たって、まずは対象となる管渠、本市については全部で32キロございますが、そのうちまだストマネ計画等に基づいた調査を行っていなかった16件について、調査を4月以降、順次進めさせていただいたところでございます。また、ストマネ計画に基づいた、事前の調査を行っていた残りの16キロについても判定作業がございまして、そちらについては今月中に終わるような形で進めているところでございます。

今後については、基本設計という形で緊急度に応じた対策を進める必要がありますので、そちらについても今回の補正予算のほうで、歳出として予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

- 奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。
- 稲津憲護委員 御答弁ありがとうございます。順次調査を進めていただいているということで、今後、今月中にというお話もありましたけども、何かその調査の中で分かったことがあったら、当該委員会にも御報告をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本当にこれは大切な部分なので、ぜひとも推し進めてほしいということを願って、この補正予算は賛成をいたします。

以上です。

- 奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。  
お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第70号議案は可決すべきものと決定いたしました。

---

## 7 第77号議案 令和6年度府中市下水道事業会計の決算の認定について

- 奈良崎久和委員長 次に、付議事件7、第77号議案 令和6年度府中市下水道事業会計の決算の認定についてを議題といたします。

説明については省略となります。

〈文書資料〉

- 説明員 ただいま議題となりました、第77号議案 令和6年度府中市下水道事業会計の決算の認定につきまして御説明申し上げます。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により下水道事業会計の決算の認定をお願いするものでございます。なお、ページ数につきましては全てシステムのもの表記しております。

それでは恐れ入りますが、152、153ページをお願いいたします。令和6年度府中市下水道事業決算報告書でございます。この決算報告書は予算の執行状況をお示したもので、記載の金額につきましては予算との比較を表すことから、消費税等を含んだ表示としております。（1）収益的収入及び支出でございますが、上段、収入の第1款下水道事業収益は、予算額合計49億3,881万7,000円に対して、決算額は49億4,296万8,000円、執行率100.1%でございます。次に下段、支出の第1款下水道事業費用は、予算額合計48

億1,930万4,000円に対して、決算額は45億7,951万1,000円、執行率95.0%でございます。

154、155ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出でございますが、上段、収入の第1款資本的収入につきましては、予算額合計12億427万1,000円に対して、決算額は11億5,260万5,000円、執行率95.7%でございます。次に下段、支出でございますが、第1款資本的支出につきましては、予算額合計16億4,587万3,000円に対して、決算額は15億3,165万2,000円、執行率93.1%でございます。なお、表の欄外は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源について説明しております。

ここまでの令和6年度府中市下水道事業決算報告書の内訳につきましては後ほど、決算事項別明細書により御説明させていただきます。

157ページをお願いいたします。こちらは令和6年度府中市下水道事業損益計算書でございます。損益計算書は、下水道事業の経営成績を明らかにするために、当年度中に得た全ての収益、要した全ての費用を記載し、利益や損失を表したものでございます。1 営業収益の合計額は28億7,682万3,000円となっており、主なものといたしましては下水道使用料、雨水処理負担金等でございます。2 営業費用の合計額は43億3,738万2,000円となっており、主なものといたしましては流域下水道維持管理負担金、減価償却費等でございます。また、営業損失は、営業収益から営業費用を差し引いたマイナス14億6,055万8,000円でございます。3 営業外収益でございますが、受取利息及び他会計負担金等の収益でございます。その合計額は18億8,024万円となっております。4 営業外費用でございますが、企業債の支払利息等の費用でございます。その合計額は1億1,986万9,000円となっております。また、その右には、営業外収益から営業外費用を差し引いた17億6,037万円を計上し、さらにその下には、先ほどの営業損失との差引額2億9,981万2,000円を経常利益として計上しております。最後に、5 特別損失でございますが、下水道使用料収入に関する過年度損益修正損並びに下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金でございます。その合計額は240万9,000円となっております。これを先ほどの経常利益から差し引いた当年度純利益は2億9,740万2,000円、さらに前年度繰越利益剰余金916万6,000円を加えた当年度末処分利益剰余金は3億656万8,000円でございます。

158、159ページをお願いいたします。上段が令和6年度府中市下水道事業剰余金計算書、下段が令和6年度府中市下水道事業剰余金処分計算書でございます。上段の令和6年度府中市下水道事業剰余金計算書でございますが、これは、資本金と剰余金の当年度中の増減を表したものでございます。159ページの右から3列目の未処分利益剰余金は、当年度純利益2億9,740万2,000円に前年度繰越利益剰余金916万6,000円を加えた、3億656万8,000円が当年度末残高でございます。次に下段の令和6年度府中市下水道事業剰余金処分計算書でございますが、令和6年度府中市下水道事業剰余金につきましては、議会の議決による処分を要する剰余金がないため、一番右の列、当年度末残高3億656万8,000円が、未処分利益剰余金として繰越されるものでございます。

160、161ページをお願いいたします。こちらは令和6年度府中市下水道事業貸借対照表でございます。貸借対照表は、下水道事業の財政状態を示すために、令和6年度末時点において保有する、全ての資産、負債、資本を総括的に表したものでございます。160ページ借方は、資産の部でございますが、1 固定資産と2 流動資産を合わせた資産合計は397億992万4,000円でございます。161ページ貸方は、上段の負債の部でございますが、3 固定負債、4 流動負債、5 繰延収益を合わせた負債合計は279億3,592万2,000円でございます。次に、下段、資本の部でございますが、6 資本金と7 剰余金を合わせた資本合計は117億7,400万2,000円となり、最下段の負債資本合計は397億992万4,000円でございます。この金額は、先ほどの資産合計と同額で一致しております。

続きまして、決算附属書類を御説明いたします。166ページをお願いいたします。166ページから172ページまでは、令和6年度府中市下水道事業報告書でございます。事業報告書は経営に関する報告書となっており、令和6年度の下水道事業の経営実績の概要に

についてお示ししたものでございます。174ページをお願いいたします。こちらは令和6年度府中市下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は、資金収支の状況、現金の流れについて表したものでございます。1業務活動によるキャッシュ・フローは、8億2,207万3,000円、2投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス6億4,148万3,000円、3財務活動によるキャッシュ・フローは、4億2,956万6,000円となっております。これらの合計である下から3段目の資金増加額は6億1,015万6,000円となり、これに資金期首残高18億5,037万2,000円を加え、資金期末残高は24億6,052万8,000円でございます。

175ページをお願いいたします。こちらは、収益費用明細書の収入でございます。157ページの損益計算書の収益に係る明細で、収益の合計は、47億5,706万3,000円でございます。176、177ページをお願いいたします。こちらは、収益費用明細書の支出でございます。157ページの損益計算書の費用に係る明細で、費用の合計は、44億5,966万1,000円でございます。178ページをお願いいたします。こちらは、資本的収支明細書の収入でございます。下水道事業の投資活動に係る明細で、収入の合計は、11億5,260万5,000円でございます。179ページをお願いいたします。こちらは、資本的収支明細書の支出でございます。下水道事業の投資活動に係る明細で、支出の合計は14億5,075万3,000円でございます。180、181ページをお願いいたします。こちらは、固定資産明細書で、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、(3)投資の別に、当年度中の変動を表したものでございます。182、183ページをお願いいたします。182ページから187ページまでは、企業債明細書となっております。

188、189ページをお願いいたします。ここからは、決算事項別明細書に基づき、決算報告書の明細について詳しく御説明させていただきます。初めに収益的収入でございます。款の1下水道事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料、調定額は前年度比4,130万4,000円の増、率で2.1%の増。収入済額は前年度比554万円の増、率で0.3%の増、調定額に対する収入率は94.7%、収入未済額は前年度比3,576万3,000円の増、率で49.0%の増、備考欄1は168万1,442件分。目の2雨水処理負担金、備考欄1は維持管理に係る雨水処理経費に充てる一般会計負担分。目の3受託事業収益は執行がございませんでした。目の4その他営業収益、節の1手数料、備考欄1は下水道指定工事店の新規登録料13件分、更新手数料57件分(新規1件当たり1万円、更新1件当たり5,000円)。節の2雑収益、備考欄1は下水道台帳等のコピー料金2,753件分、備考欄2は光ファイバーケーブル等の下水道占用料8件分。項の2営業外収益、目の1受取利息、節の1預金利息、備考欄1は下水道事業資金管理口座についた普通預金利子。節の2基金利息、備考欄1は建設改良積立金及び下水道施設改築基金の運用で得た定期預金等利子。目の2補助金は、予算現額に対する執行率は60.0%でございますが、この主な理由は都補助金について、当初、収益的収入とする想定でしたが、事業を整理し資本的収入としたことによるものです。節の1国庫補助金は社会資本整備総合交付金で府中市内水浸水想定区域図作成業務に対する補助金、節の2都補助金は執行がございませんでした。目の3長期前受金戻入は、節の1から6に記載した繰延収益の受贈財産評価額や他会計負担金等の減価償却見合分を収益化したものでございます。190、191ページに移りまして、目の4雑収益、節の1その他雑収益、備考欄1は令和5年度消費税及び地方消費税の確定申告に伴う還付金加算金及び維持管理車両の廃車に伴う自動車賠償責任保険の返還金です。目の5消費税及び地方消費税還付金は執行がございませんでした。

以上、収益的収入の合計、予算額49億3,881万7,000円、調定額49億4,296万8,000円、執行率100.1%でございます。

192、193ページをお願いいたします。収益的支出でございます。款の1下水道事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、執行率が86.4%でございますが、不用額の主な理由は施設管理保守委託の契約差金等によるものです。節の1備用品費、備考欄1はモルタルやメッシュハーネス及びランヤード等購入費、備考欄2はマンホールの鉄蓋140組

等購入費。節の2燃料費、備考欄1は維持管理車両等の燃料代。節の3光熱水費、備考欄1は貯留施設や操作盤等に要した電気代。節の4通信運搬費、備考欄1は第二都市下水路の流量計に要した回線使用料。節の5委託料、備考欄1は既設下水管の維持管理に係る管渠の清掃を累積述べ1万7,855メートルに要した経費、備考欄2は下水道施設老朽化対策のための管更生工事の設計等の委託料、備考欄3は下水道施設ストックマネジメント計画に基づき実施した管路内調査に要した経費、備考欄4は事業所等排水水質測定・検査委託経費、備考欄5は下水道台帳システム改修及びメンテナンス費用、備考欄6は下水道施設老朽化対策のための計画策定業務や公共下水道排水区画割施設平面図作成業務の委託経費、備考欄7は竣工図等電子化業務の委託経費。節の6手数料、備考欄1は第二都市下水路流量計の通信に要したインターネットプロバイダ料。節の7使用料及び賃借料、備考欄1は貯留施設監視システム借上料。節の8修繕費、備考欄1は維持管理車両等の車検等整備代、備考欄2は下水道管渠の補修工事やマンホールの蓋取替等に要した経費。節の9負担金、備考欄1は都道掘削復旧工事監督事務費11件分、備考欄2は隣接する調布市都市下水路維持管理経費の本市負担分。節の10公課費、備考欄1は維持管理車両等の車検に伴う重量税。節の11保険料、備考欄1は維持管理車両等の自動車損害保険料。目の2ポンプ場費は執行率が73.1%でございますが、不用額の主な理由は施設管理保守委託の契約差金等によるものです。節の1燃料費は、執行がございませんでした。節の2光熱水費、備考欄1は押立ポンプ場の管理に要した上下水道及び電気代。節の3通信運搬費、備考欄1は押立ポンプ場の電話代。節の4委託料、備考欄1は押立ポンプ場の施設管理・保守委託に要した経費。節の5修繕費、備考欄1は押立ポンプ場のポンプ配管の修繕費。194、195ページに移りまして、節の6保険料、備考欄1は押立ポンプ場の建物総合損害共済分担金。目の3管理費（総係費）は、執行率が86.5%でございますが、不用額の主な理由は下水道使用料徴収経費負担金の前年度の精算に基づく過不足調整によるものです。流用増減額が265万円でございますが、項2営業外費用、目2雑支出において、下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金のうち現年度還付加算金により予算に不足が生じたため及び項3特別損失、目1、過年度損益修正損において、下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金により予算に不足が生じたため、当該科目から流用したものです。節の1職員人件費、備考欄1は職員8名分。節の2月額制会計年度任用職員人件費、備考欄1は月額制会計年度任用職員1名分の報酬、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分の期末手当。節の3賞与引当金繰入額、備考欄1は職員8名分の令和6年12月から令和7年3月分の期末・勤勉手当相当額を引当金に積み立てたもの、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分と同様。節の4法定福利費、備考欄1は職員8名分の共済費、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分と同様。節の5法定福利費引当金繰入額、備考欄1は職員8名分の令和6年12月から令和7年3月分の共済費を引当金に積み立てたもの、備考欄2は月額制会計年度任用職員1名分と同様。節の6旅費、備考欄1は職員の出張旅費。節の7被服費、備考欄1は職員の作業着、安全靴等購入代。節の8備用品費、備考欄1はプリンター等事務消耗品購入代。節の9通信運搬費、備考欄1はFAX通信料、備考欄2は後納郵便料。節の10委託料、備考欄1は公営企業会計システム保守委託契約に要した経費、備考欄2は下水道事業経営戦略改定業務委託契約に要した経費、備考欄3は公認会計士による業務支援に要した経費。節の11手数料、備考欄1は指定金融機関による振込みに要した手数料。節の12使用料及び賃借料、備考欄1は下水道積算システム、コピー機等借上料。節の13修繕費は、執行がございませんでした。節の14研修費、備考欄1は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習やフルハーネス型墜落制止用器具作業業務講習等の受講料。節の15負担金、備考欄1及び2は記載団体の年会費、備考欄3は東京都水道局による下水道料金徴収事務に要した経費。節の16貸倒引当金繰入額、備考欄1は令和6年度下水道使用料不納欠損見込額を引当金に積み立てたもの。節の17保険料、備考欄1は下水道事業賠償責任保険の保険料、目の4流域下水道維持管理負担金、備考欄1

は北多摩一号及び森ヶ崎水再生センターに係る流域下水道維持管理負担金。196、197ページに移りまして、目の5減価償却費、節の1有形固定資産減価償却費は、備考欄1から5に記載の下水道施設等の減価償却に要した経費。節の2無形固定資産減価償却費は、備考欄1及び2に記載の流域下水道建設負担金に係る施設利用権等の減価償却に要した経費。目の6資産減耗費は、執行率が1.7%でございますが、不用額の主な理由は固定資産の廃棄等が少なかったことによるものです。節の1固定資産除却費、備考欄1は維持管理車両の除却に要した経費。項の2営業外費用、目の1支払利息、節の1企業債利息、備考欄1は公共下水道事業債の利子償還金、備考欄2は流域下水道事業債の利子償還金。節の2借入金利息は、執行がございませんでした。目の2雑支出は、流用増減額が8,000円でございますが、下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金のうち現年度還付加算金により予算に不足が生じたため、目の3管理費（総係費）から流用し対応したものです。備考欄1は消費税及び地方消費税の経理に伴い発生した端数金や下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金のうち現年度還付加算金。目の3消費税及び地方消費税は、営業活動に伴い納付の必要が生じた消費税及び地方消費税。項の3特別損失、目の1過年度損益修正損は、流用増減額が264万2,000円でございますが、下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金により予算に不足が生じたため、目の3管理費（総係費）から流用し対応したものです。備考欄1は過年度分下水道使用料減額更正相当額や下水道使用料の更生に伴う下水道使用料相当額の返還金。項の4、目の1予備費は、執行がございませんでした。

以上、収益的支出の合計、予算額48億1,930万4,000円、支出済額45億7,951万1,000円、執行率95.0%でございます。

198、199ページをお願いいたします。資本的収入でございます。款の1資本的収入、項の1、目の1企業債、備考欄1は下水道施設老朽化対策のための管更生工事や下水道施設耐震化対策のための耐震化工事に対するもの、備考欄2は流域下水道建設負担金に係る財源に資するもの。項の2、目の1他会計負担金、備考欄1は建設改良に係る雨水処理経費に充てる一般会計からの負担金、備考欄2は企業債の元金償還金に充てる雨水処理経費としての一般会計負担分。項の3負担金等、目の1受益者負担金は、予算現額に対する執行率は75.9%でございますが、この主な理由は農地の転用が例年より少なかったこと等によるものです。備考欄1は受益者負担金徴収猶予取消5件分、項の4都補助金、目の1都補助金、備考欄1は市町村下水道事業都費補助金で公共下水道ストックマネジメント計画管更生工事に対する補助金です。なお、予算現額に対する執行率が0.0%でございますが、この主な理由は翌年度の令和7年度に収入予定となったことから未収金へ計上されたためです。

以上、資本的収入の合計、予算額12億427万1,000円、調定額11億5,260万5,000円、執行率95.7%でございます。

200、201ページをお願いいたします。資本的支出でございます。款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1建設総務費、節の1職員人件費、備考欄1は職員6名分。節の2賞与引当金繰入額、備考欄1は職員6名分の令和6年12月から令和7年3月分の期末・勤勉手当相当分。節の3法定福利費、備考欄1は職員6名分の共済費。節の4法定福利費引当金繰入額、備考欄1は職員6名分の令和6年12月から令和7年3月分の共済費相当分。目の2管路建設改良費は、執行率が76.8%でございますが、不用額の主な理由は下水道施設老朽化対策委託及び下水道施設地震対策委託の契約変更により減額となったこと等によるものです。節の1委託料、備考欄1は下水道施設老朽化対策のための管更生工事の委託料、備考欄2は下水道施設地震対策のための耐震化工事の委託料。節の2負担金、備考欄1は東京都との道路整備事業に伴う協定に基づく都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線築造工事に要した本市負担分。節の3工事請負費は、執行がございませんでした。目の3ポンプ場建設改良費、節の1工事請負費、備考欄1は水位計等更新工事に係る経費。目の4流域下水道建設負担金、備考欄1は北多摩一号及び森

ヶ崎水再生センターに係る流域下水道建設費負担金、備考欄2は東京都流域下水道全域における改良費に要した本市負担分。項の2固定資産購入費、目の1無形固定資産購入費は、執行率が78.1%でございますが、不用額の主な理由はカスタマイズの内容を精査したことによるものです。節の1ソフトウェア購入費、備考欄1は公営企業会計システムのカスタマイズ費用。項の3、目の1企業債償還金、備考欄1は公共下水道事業債の元金償還金、備考欄2は流域下水道事業債の元金償還金。202、203ページに移りまして、項の4、目の1基金造成費、備考欄1は下水道施設改築事業に充てる財源とするため基金に積み立てたもので、令和6年度末基金残高は93億4,500万円です。項の5、目の1予備費は、執行がございませんでした。

以上、資本的支出の合計、予算額16億4,587万3,000円、支出済額15億3,165万2,000円、執行率93.1%でございます。

以上、令和6年度府中市下水道事業会計の決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

- 奈良崎久和委員長 これより質疑・意見を求めます。稲津委員。
- 稲津憲護委員 ありがとうございます。下水道会計ということで、先ほど補正では質疑もさせてもらいましたけども、この間、いろいろ調査もやっているの、いろいろ分かっている部分もあると思うんですが、改めて、今回はシステム192ページから193ページにある管渠費というのかな、管渠の部分ですか、府中市内にある管路の耐用年数超過割合というんですか、50年以上過ぎている管路、そういったものの割合を教えてくださいと思います。それが一つ。

二つ目に、やはり雨水と下水処理、汚物処理のほうとまた違う部分があるんですけども、特にゲリラ豪雨とかでの処理をするのに雨水の処理量というのが本当にいろいろ大変なのかなと思っています。というのも、今回の決算書でも、汚水処理量自体は減少しているのは見えたんですけども、雨水処理量というのが、決算書の169ページで大幅に増加しているということが見受けられました。そういった意味で、今後の雨水処理に関して今取り組んでいらっしゃる事があれば、処理の増加を見込んで取り組んでいる事があれば教えてくださいと思います。

それと同時に、下水道課とはちょっと違うかもしれないんですけど、雨水の処理に当たっては、やはり大きく関わってくるのが雨水浸透ますが関わってくると思うんですね。これは環境政策課になるかもしれませんが、そのところでいろいろ連携してやっているかどうか、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

- 奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。
- 奥 恵 下水道課長補佐 では、順次お答えさせていただきます。  
まず、下水道管の耐用年数等の御質問でございますが、下水道の管渠については、標準耐用年数というのが50年ということでされております。こちらの耐用年数を超えた本市の下水道管渠については、令和6年度末時点で約207キロメートルございまして、府中市全体が全部で下水道管渠が766キロメートルございますので、パーセンテージとしては約27%ということでなっております。  
続きまして、雨水流出抑制対策として何か力を入れているところといった御質問についてですが、当課のほうで特に力を入れているところは、今、委員からも御指摘いただきました雨水浸透ます、こちらについては、住宅等の建築時に、市民や事業者に対して働きかけを行うことで設置を促しているところがございます。実績といたしましては、令和6年度については3,773個の雨水浸透ますを市内に設置することができました。  
また、環境政策課のほうで、確かにエコハウス設備に対する設置助成事業というのを行ってございまして、委員御指摘のとおり、雨水浸透ます、こういったものも補助が可能なものとなっておりますので、そちらについては、部を超えて関係課のほうで引き続き連携を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。

○稲津憲護委員 御説明ありがとうございます。今の御答弁で、耐用年数の割合についてはお聞かせいただきまして、ありがとうございます。決算書ではなかなか見えてこない数字なものですから。改めて、残りの部分の27%について、今後どのように見通しを持って管路の更新といいますか、改修等を含めてやっていくのか、そのところの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目の雨水浸透ますの件、お答えいただきまして、ありがとうございます。ぜひとも一人でも多く、これから府中市に家を造られる方にも勧めていって、また、ゲリラ豪雨とか線状降水帯にも耐え得るようなまちになれるように、みんなで協力し合いながらやっていければと思いますので、今後とも、エコハウス等も含めて、雨水浸透ますもより一層進めていくように、これはお願いしたいと思います。それでは、1件だけお願いします。

○奈良崎久和委員長 答弁願います。どうぞ。

○塩澤雄二下水道課長 老朽化の今後の見通しというところでございますけども、府中市のほうでは、今766キロの管を抱えておりまして、そのうち、先ほど御答弁させていただいたとおり、約27%も50年を迎えているような状況でございます。府中市のほうではストックマネジメント計画、それ以前でも長寿命化計画、管更生工事等を進めておりましたけれども、府中市としてストックマネジメント計画を令和2年度から進めておりまして、八つの区域に分けまして、1期が今年度終わる予定でございます。今、2期の計画を立てておりまして、今、3期の調査を昨年も含めて今年度している最中でございます。そこに向けて着実に進めるということと、今、特別重点調査も合わせてやっておりますので、重点調査とストックマネジメント計画との調査も含めて整合性を取るのと、あと併せて今国のほうが、管路マネジメントのいろいろな、改めるというんでしょうか、いろいろな方針が出されるということに注視しておりますけども、もう一回そのストックマネジメント計画のところは、重要路線というんでしょうか、そこをまた改めて考えていく必要があると思っておりますので、そこも含めて今後、国の動向も含めて着実に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。稲津委員。

○稲津憲護委員 御説明ありがとうございます。今の御答弁で分かりました。今後とも着実に、インフラ整備、本当に重要な部分でございますのでぜひともよろしく願いまして、今回の令和6年度の決算に当たっては賛成を述べたいと思います。よろしく願います。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。今年の2月に一般質問で下水道関係の話をさせていただいて、いろいろとやり取りをさせていただいた中で、要望というか、府中市はどうなっていますかというようなことで、八潮市が今結構注目されましたけれども、やっぱり調布の陥没ですよね、ということもあって、府中でも起こらないという保証は全くないということで、今、一生懸命予算を手に入れて、下水道の六十何キロというところに調査をしていただいていると思うんですけど、一般質問のときはもう一歩、何か起こったときに、八潮市なんかでは復旧に大変な時間がかかったり、人命救助という部分があったと思うんですけども、府中市ではいざ救護ってなったときに、どうやられていますかというところで、そこにはあまり重きを、まだ準備していないということだったんですけど、一般質問の後、救護とか人命救護とか、ほかのところと連帯して、救急と連帯してとかというところで、何か話し合われたことってあったかどうか、教えていただけますか。

○奈良崎久和委員長 お答えできますか。どうぞ。

○塩澤雄二下水道課長 道路陥没における緊急対応というところだと思いますけども、今、下水道管、ほぼ道路のほうに埋設されておりまして、私どもでいうと道路課のほうと連携をしております。今、道路包括管理のほうで、少しくぼんでいるですとか、そういった情報は道路課と同じ部なので、そこは情報共有させていただいております。

また、人命に関わるような、もしくは市民の皆さんがおけがするようなときに関しましては、すぐに緊急、救急のほうに電話するというような対応を取っておりますので、そこは常時というか、常にそこは心がけて対応に当たっているということだけでいただければと思います。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。大規模だったり小さいものであったり、いろいろあると思うんですけども、事故については常に注意しているという意見をいただきました。下水道というのは記憶も薄れがちになってしまうと思いますが、大変な問題だと思います。そしてまた、今までも一生懸命やっていたと思いますし、今後ともまた、昔は下水道事業というのはすごく花形というか、人数もたくさんいて、予算もあってというようなことも聞いたことがありましたし、今、そういった面が少しなくなっているということも聞いたこともありましたので、重大な課だと思いますので、今後ともひとつ注目させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○奈良崎久和委員長 どうぞ。

○田中佐世子副市長 ちょっと補足させていただきたいと思います。委員御指摘のとおり、八潮の陥没事故を見ますと、比較的管径の大きい管渠、また、比較的深いところにある管渠、これが壊れてしまいますと、陥没の規模も非常に大きくなって、甚大な影響を及ぼすということが明らかになっているところがございます。ですので、そういった点につきましては、今回の国の重点調査も管径2メートル以上の管は全て確認するようという指示が出てございますので、緊急点検としては、そういったリスク、懸念の大きい、影響の大きい管渠の調査は今回の調査で一通り状況は把握できると思っておりますし、対応が急がれる地所が分かれば、対策のほうも最優先で取り組んでいくべきものと言えらると思います。ですので、特に下水道管渠の中でも影響が大きくなるおそれのあるようなものは、今回の重点調査である程度カバーできていると考えております。

また、今回の調査の結果も踏まえまして、市のストックマネジメント計画自体も、今はエリアごとの敷設年次の、何十年たっているかという敷設からの経過年次を主な指標として、優先的なエリアから順次やっていくというような計画になっておりますけれども、今後は管渠そのものの特性、管径の大きさであったり敷設の埋設の状況であったり、そうした特性も加味したものと総合的に見直していく必要があると考えておりますので、来年度以降、こうした点も踏まえながら、計画をよりきめ細かにより確実なものにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○奈良崎久和委員長 答弁終わりました。野口委員。

○野口なかお委員 ありがとうございます。副市長からわざわざいただきました。ありがとうございます。一般質問のときにも、八潮市の件では1,000ミリメートル以上の下水管というところが原因だったとお聞きしています。また、府中ではその辺はもうしっかり、古い順から見ていただいているということで、市民の皆さんにも安心して説明できるというところで今御説明いただきました。ありがとうございます。

○奈良崎久和委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 それでは、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良崎久和委員長 御異議なしと認め、第77号議案は認定すべきものと決定いたします。

た。